

修復された碑文「唐縉雲縣城隍廟記」

——記録保存の社会文化史研究に向けて——

須江 隆

はじめに

一般的に歴史学においては、研究者が利用する史料の特質を十二分に吟味するのは当然のことである。しかし実際には当然のことであるが故に、その吟味の過程が十分に公にされなかったり、対象とすべき史料の山が膨大になればなるほど、史料性の解明という手続きが怠りがちになってしまったりするものである。そこで筆者はむしろ、史料性の解明という手続き自体に重点を置き、解明の過程を全面的にオープンにしていくことよって、見えなかった事実を目の辺りにできないかというようになことを考えるに至った。

本稿の副題に掲げた「記録保存の社会文化史研究」が目指すのは、「中国の各地域の蔵書楼によって象徴される書籍群や出版文化、宗教施設や工房等において作成・蓄積された書画・碑文、点在する士大夫の墓地などを資料に、そうしたものが形成された過程、そうしたものを構築した意図の考察を通じて、地域文化の特質を解明する」ことである^①。例えば、ある地域に集められ所蔵された書籍群は、何時、誰が、どのような目的で、如何なる種類の書物をコレクションしたのかや、ある地域に残された記録の形成・伝承過程、過去の遺物を復元・修復することの意味を考察することにより、その地域の個性や歴史性を抽出しようと試みることなどである。

ここでは、「記録保存の社会文化史研究」という手法の有効性を呈示す

べく、ある修復された城隍廟碑文に焦点を当て、その碑文が修復された意味を考察することにした。ところで、城隍廟の祀神である城隍神は、中国民間信仰の中でも極めて重要な神であり、一般的に都市の守護神とされ、当地の治安や水旱の吉凶、冥界の事物などを委託できる神と信じられている。城隍神の起源については、諸説あつて定かではないが、現在では、六世紀中頃に長江中流域で発生した信仰だとの見解も存する。また唐の李陽冰は、ある城隍廟に建てた碑文の中で、「城隍神は唐王朝の祀典には掲載されていないが、呉越（今の江蘇・浙江）地方にはその風俗があつて、大雨や旱魃、流行病が発生する度に、当地の人々は必ず城隍神に祈りを捧げている」（『金石萃編』卷九一「縉雲縣城隍廟記」と述べ、更にその碑文を収録した北宋の歐陽脩は、「今では呉越地方だけでなく、全国的に普及しているが、（府・州単位が多く）県には少ないようだ」（『集古録跋尾』卷七「唐李陽冰冰城隍廟記」と記している）ので、唐宋時代に徐々に信仰を集め、広く全国的に普及するようになった神といえる^②。従つて城隍廟は、数百年以上にもわたり一地域に長期的に存在したことは明らかで、城隍廟碑文は、地域性を語る格好の記録といえる。

そこで本稿では、前段に見える唐の李陽冰が撰文した、浙江の処州縉雲県（今の浙江省麗水市縉雲県）に建てられた碑文「縉雲縣城隍廟記」に着目し、その碑文が修復されたという事実の意味付けを行うことを通じて、処州縉雲県の地域文化の特質を解明することにした。この碑文は、

北宋末期に浙江一帯で生じた方臘の乱の影響で、その賊軍によって破壊されたにもかかわらず、その後間もなくして修復されたという遺物である。本稿での考察を通して、「記録保存の社会文化史研究」の一手法とその方法の有効性についても理解していただければ幸いである。

一、修復された碑文「縉雲縣城隍廟記」について

(1) 唐「縉雲縣城隍廟記」碑

乾元二年（七五九）八月に処州縉雲県に立碑された「縉雲縣城隍廟記」は、唐の乾元年間に縉雲県令であった李陽冰が、旱魃に際して神に祈りを捧げ、「五日経つても雨を降らさなかつたら、廟宇を焼き払ってしまおう」と神と約束し、結果的に大雨が降ったというエピソードを碑刻したものであった。但しこの碑文は、北宋末期に破壊されたため、宣和五年（一一二二）に修復され、その経緯が碑の本文とともに碑面の傍らに刻まれた。

現在この碑文には、修復後の原碑及び拓本が残存しており、その全容を知ることが出来る。原碑は、縉雲県博物館碑廊に現存し、碑高は一六五cm、碑寛は七九cm、碑厚は一七cmで、碑座が設けられている（後掲の図一）。刻石されている文字は、正文が八行からなる篆書体八六文字で、その一文字当たりの大きさは、七×一一cmである。碑面の向かって左隅に、二行からなる落款が、楷書体で刻まれ、その文字の大きさは、二×二cmとなっておりかなり細かい。碑面の大部分の文字は、はっきりと認識できるが、向かって右下の六文字については、よく弁別できない。また碑身右上の角も欠損している^③。一方拓本は、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（中州古籍出版社）に所収のもの（後掲の図二）と、京都大学人文科学研究所蔵石刻拓本資料に所収のもの（後掲の図三）とがあるが、後

者の方が碑文を判別しやすい状態にあり、前者の拓本では、落款が碑面向かって左隅に二行に亘って刻印されていることについては、窺い知ることができない。

碑面の状況は、「縉雲縣城隍廟記」碑面概念図（後掲の図四）に示した通りであるが、そこに刻石されている正文に該当する箇所には、

城隍神、祀典無之。呉越有之風俗、水旱疾疫必禱焉。有唐乾元二年、秋七月不雨。八月既望、縉雲縣令李陽冰躬禱于神、與神約曰「五日不雨、將焚其廟。」及期大雨、合境告足具官、與耆耆・羣吏人自西谷遷廟于山巔、以答神休。

城隍神は唐王朝の祀典には掲載されていないが、呉越にはその風俗があつて、大雨や旱魃、流行病が発生する度に、当地の人々は必ず城隍神に祈りを捧げている。唐の乾元二年（七五九）の秋七月、（処州縉雲県には）雨が降らなかつた。そこで八月一六日に縉雲県令であった李陽冰が自ら神に祈りを捧げ、「五日経つても雨が降らなかつたら、廟宇を焼き払ってしまおう」と神と約束した。その期日になると大いに雨が降つたので、地域の人々はその旨をお上に上申し、長老や下役人とともに城隍廟を西谷から山頂へと遷した。こうして神明がくだされた御利益に報いたのである。

という内容の文が、篆書体で記されている。また碑面向かって左隅に位置する、二行からなる落款には、碑文の破壊及び修復の経緯と、修復された年月日及び修復に携わった人々の氏名が、以下の如く楷書体で刻まれている。

唐乾元中、李陽冰嘗宰是邑、邑西山之巔有城隍祠。碑刻實所爲記與篆也。陽冰以篆冠今古、而人爭欲得之。昨緣寇攘殘缺斷裂、殆不可

讀。偶得紙本於民間、遂命工重勒諸石、庶廣其傳亦足以使之不朽也。大宋宣和五年、歲次癸卯十月朔、承信郎・就差權處州縉雲縣尉周明、迪功郎・就差處州縉雲縣主簿費季文、將仕郎・處州縉雲縣丞李良翰、文林郎・就差處州縉雲縣令管句勸農公事吳延年立。

そこで次に、上記落款の刻文を参考にして、この碑文が破壊・修復された経緯について説明しておくことにしたい。

(2) 破壊・修復された経緯

碑面の向かって左隅に極めて小さな文字で刻まれた落款の一行目には、

この碑には、唐の乾元年間に縉雲県令であつた李陽冰が自ら撰文し篆書体で著した文字が刻まれていた。李陽冰は篆書の達人であり、その名声が知れ渡っていたので、人々は争つて彼の作品を得ようとした。そのため、先ごろ盗賊がこの碑を盗み、碑石は損なわれ断裂し、殆ど碑文を読むことができなくなつてしまつた。偶々、民間より紙媒体の原本を手に入れることができたので、石工に命じてこれを右に刻ませた。これによつて李陽冰の伝説は広まり不朽のものとなるだろう。

と記されている。右記傍線部に見える、碑文の破壊活動を行った「先ごろの盗賊」というのは、この碑文の修復が、落款の二行目によると、宣和五年（一一二二）のことなので、方臘の乱によつて発生した賊徒であつた可能性が高い。

宣和二年（一一二〇）一〇月に睦州で勃発した方臘の乱は、瞬く間に周辺

あつたといわれている。方臘の賊軍は、大運河の終点であり、交通の要衝であつた杭州を陥れ、浙江の数州を占拠するに至つた。このため、その余波が及んだ各地では、数年間に亘り、賊徒による残酷な殺戮や破壊活動、放火・略奪行為が繰り返され、人民は日常的に不安にさらされることになった。そのため、賊徒の接近による脅威にさらされた各都市の人民たちは、一斉に城隍廟をはじめとした各種の祠廟に祈りを捧げた。幸いにも賊の被害を受けなかつたり、回避したりすることができた地方では、賊の撃退に活躍した神々の多様な言説が作られ語り継がれるようになった^⑤。一方、祠廟の神々への祈りも空しく、直接反乱軍の被害を被つた地方では、賊徒の放火や略奪行為によつて、祠廟やその傍らに建てられていた碑文が破壊されることもあつた。当然のことながら、土地の神様の活躍に関する言説も形成されなかつた。

縉雲県には、すでに唐の時代には城隍廟が存在していたわけであるから、当地の人々は、方臘の乱に際し、自らの安寧を勿論この由緒ある城隍神に祈つたに違いない。しかしその効もなく、宣和三年（一一二二）に処州が陥落し、縉雲県にも被害が及んだので、この碑文は無惨にも賊徒によつて碑座から切り取られ、碑石ごと盗まれてしまつたのである。この城隍廟碑文を方臘の賊徒が破壊して盗んだのは、碑面に刻まれた文字が李陽冰の手になるもので、これが芸術的価値の高い碑文であつたからに他ならない。李陽冰は篆書体、特に秦の始皇帝のときに李斯がつくつた小篆に巧みで、生前から蒼頡（黄帝の臣で鳥獣の足跡を見て文字を作つたとされる伝説上の人物）の後身であると言われ、世間でも絶賛されるほどの篆書体の名手であつた^⑥。現在でも彼の作品は、書の手本とされているぐらいである。

ところがこの碑文自体は、僅か二年後の宣和五年（一一二二）に、民間で出回っていた紙本に基づき、あつという間に修復され、その経緯が碑の本文とともに碑面の傍らに小さな文字で刻まれたのである。修復した

碑文の建立に関わったのは、碑文落款の二行目によると、「承信郎・就差權處州縉雲縣尉周明、勉功郎・就差處州縉雲縣主簿費季文、將仕郎・處州縉雲縣丞李良翰、文林郎・就差處州縉雲縣令管勸農公事吳延年」の四名で、何れも縉雲県の地方官である。但し、彼等の氏名の文字は、碑陽に刻印されているとはいえず、二cm程度と極めて小さく、石面に刻まれた文字であるが故に、よほど接近しない限りは内容を判別し難い。従って、彼等の名声を後世に知らしめんとして碑文を修復したとも思えない。そこで碑文を修復した意味の真相を探るために、「縉雲縣城隍廟記」に関する録文等の記録や地方志の叙述を分析していくことにしたい。

二、「縉雲縣城隍廟記」碑への関心

先ず本節では、宋から清の知識人たちが書き残した「縉雲縣城隍廟記」碑に関する録文や記録を検討する。管見する限り、関連する主たる史料は左記の通りである。

- ① 北宋・姚 鉉『唐文粹』（一〇二一年頃）卷七一「縉雲縣城隍神記」
- ② 北宋・歐陽脩『集古錄跋尾』（一〇六一年）卷七「唐李陽冰城隍神記」
- ③ 北宋・歐陽棐『集古錄目』（一〇六九年）卷七「城隍廟記」
- ④ 南宋・鄭 樵（一一〇四年～一二六二年）『通志』金石略、唐名家「城隍廟記」
- ⑤ 南宋・趙與時（一一七二年～一二二八年）『賓退錄』卷八・城隍廟の起源に言及
- ⑥ 南宋・王應麟『困學紀聞』（一二六五年～一二七四年）卷二〇・城隍廟の起源に言及
- ⑦ 明・趙子函『石墨鐫華』（一六一八年）卷四「唐縉雲縣城隍廟記」
- ⑧ 清・全祖望（一七〇五年～一七五五年）『鮎埼亭集經史問答』卷七・祈雨儀札に注目
- ⑨ 清・錢大昕（一七二八年～一八〇四年）『潛研堂金石文跋尾』卷七「縉雲縣城隍廟記」
- ⑩ 清・趙紹祖『金石文鈔』（一七九六年）卷六「唐縉雲縣城隍廟記」
- ⑪ 清・王 昶『金石萃編』（一八〇五年）卷九一「縉雲縣城隍廟記」

修復された碑文「唐縉雲縣城隍廟記」

⑫ 清・阮 元『兩浙金石志』（一八二四年）卷二「唐城隍廟碑」

⑬ 清・李遇孫『栝蒼金石志』（一八三四年）卷二、唐二「李陽冰書縉雲縣城隍廟碑」

上記の内、①から③までが碑文が破壊される以前の記録で、①と②では、題名が「城隍廟記」ではなく、「城隍神記」となっている。①は「縉雲縣城隍神記」の釈文をそのまま記録したもので、②は「縉雲縣城隍神記」の一節を引用し、唐から宋への城隍廟の普及度に言及したものである。なお②の撰者である歐陽脩には、他に李陽冰の「忘歸臺銘」や「孔子廟記」に関する記述もあつて、その中で「忘歸臺銘」「孔子廟記」「城隍廟記」の三碑は、みな縉雲県に存在するが、それらの篆刻は、李陽冰の通常の篆文と比べると書体が最も細い。世俗では『この三つの石碑はみな活きていて、歳とともにだんだん生長し、刻石箇所が殆ど合わさり、書体が細くなつてしまつただけだ』^⑧と言っている。しかし、数字の筆画の中にはすぐれて力強いものもあるので、まさしく真蹟である」と指摘し、李陽冰の書体そのものにも高い関心を持っていたことが分かる。また③は石刻の目録なので、「城隍廟記」の碑銘刻石の撰者名・官職・立碑年を記録するに止まる。

一方④から⑬は、この碑文が修復されて以降の記録である。④は李陽冰の篆書に関わる金石類の作品の題目を列挙したに過ぎないが、⑤及び⑥は、李陽冰の碑文を引用して城隍神信仰の起源を考察している。また⑦で明の趙子函は、この「縉雲縣城隍廟記」に関して、

李陽冰は、縉雲県令であつたとき、早魃に際して城隍神に祈りを捧げ、五日経つても雨が降らなかつたら、廟宇を焼き払つてしまおうと神と約束した。その期日になると大いに雨が降つたので、城隍廟を遷してその事を碑文に記録した。彼の書体は勿論珍しいが、その

事実も矢張り珍しい。私はその篆文の字体が細いけれどもすぐれて力強く、神の如く生き生きとしているのを観た。嘗て歐陽脩は「李陽冰の他の篆文と比べると書体が最も細い」と見なしたが、私はまさにそこにこそすぐれたところがあると思う。また歐陽脩は「世俗ではこの碑石と志歸臺及び孔子廟に関する三つの石碑はみな活きていて、歳とともにだんだん生長し、刻石箇所が殆ど合わさり、書体が細くなってしまうただけだ」と言っているが、そうであるとするならば、その時から四、五百年経過した今、どうして文字のない碑文になっていないのであろうか。この碑文に「城隍神は唐王朝の祀典には掲載されていないが、呉越にはそれがある」とあって、歐陽脩は「城隍廟は全国的に普及しているが、県にはまだ少ないようだ」と言っているが、今はすべての県に城隍廟が存在している。さらに碑文の中で、「城隍廟を西谷から山頂へと遷した」とあるのは、以前は城隍廟が必ずしも城内に存在していたわけではなかったからだ。今、西安府西の大きな村落に城隍廟が多くあるのは、昔からの遺風が残されているということであろう。

と記し、李陽冰の書体の芸術的な価値への言及に加え、そのエピソードの珍しさ、歐陽脩の字体に関する説や城隍廟の普及度についての言に対する持論の展開など、多岐にわたる指摘をしている。更に⑧では、清の全祖望が李陽冰の祈雨儀礼の在り方に注目し、李陽冰の早魃に際しての城隍神への焚廟の祈りは、古礼を実行したもので、雨が潤ったのちに廟宇を西谷から山頂に遷して神明の御加護に報いたのは、古礼を变通したものであると述べている。以上のように、碑文の修復後に記録された④から⑧は、多様な視点から当該碑文への関心が寄せられた内容となっているが、これらの記録では、この「縉雲縣城隍廟記」が修復された碑石

であることへの言及は、一切なされていない。その点への注目がなされるようになるのは、⑨の錢大昕の記録以降である。⑨から⑬についても、その撰者の関心は、城隍神信仰の起源とその後の拡がり、李陽冰という人物や刻石された字体について等々多岐にわたっている。但しより特徴的なのは、明らかに直に碑文を観察して、その碑の形体や大きさ、碑面の状態など、碑の史料性に着目した考察がなされている点である。こうした傾向が見られるのは、清の乾隆帝の時代以降に、考証学の手法が盛り込まれた緻密な成果が登場してきたことと、何等かの関係があることは推測に難くない。

以上のように、宋から清の知識人たちが「縉雲縣城隍廟記」を捉えた視点や興味は極めて多様であった。従って、彼等の関心を考慮すると、碑文の内容の珍しさや碑文そのものもがもつ芸術的価値の高さ故に修復されたという可能性も、完全に否定することはできない。しかし緻密な考証学の成果があらわれる以前には、この土地と縁のない知識人たちが、この碑文が修復されたことには関心を寄せていなかった以上、碑文が修復された真の意味は、むしろ縉雲県の地域性や土地の利害と関係していたと考えるのが妥当ではなからうか。そこで次節では、かかる点を考察するのにも有効な、縉雲県の城隍廟に関連する地方志所収の史料群を検討することにした。

三、修復された「縉雲縣城隍廟記」碑の後世への影響

縉雲県の地方志編纂は、光緒『縉雲縣志』冒頭に所収の「重修縣志序」によると、明の萬曆五年（一五七七）に始まり、康熙・乾隆・道光年間それぞれ重修されたとある。但し、筆者が現時点までに閲覧することができたのは、康熙『縉雲縣志』（康熙一〇年「一六七」修）と光緒『縉雲

縣志』(光緒二年「一八七六修」)の二志のみである。それら二志に見出せる縉雲県城隍廟に関連する史料は、主として三種に分類できる。それは、李陽冰に関する伝記史料、地方官の祈雨と廟宇重修に関連する史料、祀神への賜額・賜号に関連する史料の三種である。以下順次分析していくことにしたい。

(1) 李陽冰に関する伝記史料

唐の乾元年間に県令であった李陽冰の伝記は、筆者が参照した二志とも、左記の通りに掲載している。

唐李陽冰、趙郡人。乾元間爲令、脩孔子廟、自爲記。歲旱、禱於城隍、與神約不雨焚其廟。及期雨、闔境告足、亦自記之。秩滿、退居吏隱山、篆蹟猶存。後遷當塗令。(康熙『縉雲縣志』卷三、宦蹟)

李陽冰、字少温、趙郡人。以詞翰名、尤精小篆。乾元間縣令、脩孔子廟、自爲文記之。歲旱、禱於城隍、與神約不雨焚其廟。及期雨、闔境告足、遷廟於西山巔、亦自爲記。秩滿、退居吏隱山、後遷當塗令、官至將作少監。(光緒『縉雲縣志』卷六、列傳)

内容的には、各志で若干異なつた記述になつてゐるが、注目すべきは、いずれも彼が早魃にあつて、城隍廟の祀神と焚廟の約束をし、結果的に雨が降つて、その記録を残したことに言及している点である(右記引用文中の傍線部を参照)。実際に地方志の叙述は、現地に立てられた碑文を参考している場合が度々ある。従つて、修復された碑文が存在していたからこそ、この李陽冰の伝説は、長らく現地の人々の記憶として語り継がれて不朽のものとなり、李陽冰の祈りから九〇〇年以上も後の地方志

に記録されたといえよう。この点は、唐代にこの地に地方官として赴任した人物は数多いはずであるが、二志ともに「職官」の門目が建てられている箇所を見ると、李陽冰と李繇の二名のみを掲載するに止まっていることから窺い知ることができる。李陽冰に関する記憶は、長きに亘つて現地の人々に浸透していたのである。

(2) 地方官の祈雨と廟宇重修に関連する史料

さて地方志には、「縉雲縣城隍廟記」碑が修復されて以降の関連する記録も複数記載されている。中でも目をひくのは、その後の地方官の祈雨と廟宇重修に関連する記録が多く存在しているという点である。管見の限り、宋から明までは、左記の五点を抽出しよう。これらの記録にもまた、

- ① 一一二七年：知県蘇德秀、城隍廟に祈雨。「知縣蘇侯祈雨記」
- ② 一三三四年：主簿單郁、城隍廟に祈雨。「主簿單公祈雨感應記」
- ③ 一五二〇年：知県閻泰、城隍廟に祈雨。「閻侯祈雨感應碑記」
- ④ 一六一六年：知県雷叔聞、城隍廟に祈雨。「縣令雷叔聞碑」
- ⑤ 一六二二年：知県王懋錡、城隍廟に祈雨。「縣令王懋錡紀」

李陽冰への言及がなされているし、祀神を脅迫するような李陽冰の祈りが継承されていたことを確認できるものもある。例えば①の「知縣蘇侯祈雨記」(康熙『縉雲縣志』卷七、藝文)は、縉雲県人であつた南宋の陶耕が撰文したものであるが、そこには概ね次のように記されている。

縉雲県は土壤が低く湿気が多くて狭いので、居民は多くが山を切り開いて耕作をしています。灌漑の便もないので、毎年の豊凶は、すべて天の巡り合わせ次第です。雨天と晴天が時節に適っていれば、

その歳は豊作になりますが、少しでも旱魃や大雨が発生すると、凶年となってしまう。従って、恩沢を興し、この民に福をもたらしてくれるのは、神以外に頼るものはないのです。丁未の歳（建炎元年「一二二七」）に、鎮江府出身の蘇公（蘇德秀）がこの県に長官として赴任してきました。蘇公は、この年の六月に雨が降らなかつたため、穀物が枯れて実りが見込めず、人民が飢饉に直面することを憂え、五日間心身を清め、自ら祈禱文をしたためて城隍神に朝夕怠りなく祈りを捧げた。しかし、状況は一向に改善されなかつた。

そこで廟内を廻って歩いてみると、李陽冰の碑文が目に入った。そこには、降雨を神に祈り、雨が降らなかつたら祠廟を焼き払ってしまおうという約束をして、実際に期日通りに雨が降り、全境域の人々が潤ったという文が刻まれていた。そこで蘇公は嘆いて、「ああ、どうして彼の場合は、こんなに速やかに神が応じてくれたのに、私ではだめなのか。私も李陽冰を継承してやってみよう。五日たつても雨を降らせてくれなかつたら、私も廟宇を焼き払ってしまいますよ。もし期日通りに雨を降らせてくれたら、廟宇を立派にして塗装し、神の私への御加護を慈しんで差し上げたいと思うが、如何か。」と言った。すると癸未の日を入れて四日後の丙戌の日に、雲がさかんに興り、草木を潤す雨が降った。蘇公の正しく真つ直ぐな城隍神への祈り無くして、どうして神様の靈験がおこりえましよう。（中略）唐の乾元年間から我が宋王朝に至るまで四百年余、その間、民を育んでくれたものは多くいましたが、政事で神明を動かした人は、李侯以降は殆どおりませんでした。但し蘇公が赴任すると、政治は人民の意を汲み取るほどにすぐれていたの、唐の著名な賢人が再び今現れたのです。そうでなければ李陽冰と同様に、立派な人徳で神明を動かすことなどできなかつたはずです。蘇公はただちに工人に

命じて、廟像を立派にさせ、神の御下賜に報いました。土地の長老・知識人・庶民はみな感服し、蘇公の立派な行いを讃えて、唐の李公とともにその伝説を永久のものとするを願ったため、私、陶耕に碑文を作らせたのです。私、陶耕はこの県の人間で、李侯のことには遭遇しておりませんが、幸いにも蘇公の盛事を目の辺りにしました。（中略）義として断るわけにもいかなないので、身を清めてその事実を書き記しました。建炎元年、秋七月己丑朔日、記す。^①

この南宋初めの知県、蘇德秀に関わるエピソードは、北宋末期に「縉雲縣城隍廟記」の碑文が修復されてから四年後の出来事である。修復された碑文の存在により、蘇公はこの碑文を目にし、その内容に大いに影響を受けて、李陽冰と同様の祈りを城隍神に捧げることになったのである。また、この文の書き手である陶耕は、縉雲県の人であり、宣和三年（一二二二）に科挙の進士科に及第している^②ので、明らかにこの土地のエリートである。彼が記した内容は、知県、蘇德秀の行いを賞賛するものではあつたが、蘇公の実績を唐の李陽冰に匹敵するものと捉えている点からして、彼のような現地の知識人にもまた、唐の李陽冰の伝説が深く心に浸透していたことが窺える。そしてそれは、知識人のみならず、土地の長老や庶民にとつても同じであつた。そもそも陶耕がこの文の執筆を引き受けたのは、「土地の長老・知識人・庶民はみな感服し、蘇公の立派な行いを讃えて、唐の李公とともにその伝説を永久のものとするを願ったため」であつたからである。

李陽冰への深い思いと李陽冰の祈りの継承は、その後の記録にも見える。②の「主簿單公祈雨感應記」（康熙『縉雲縣志』卷二、藝文・碑碣）では、「唐の乾元年間に、城隍神に祈願して靈験が現れたことは、県令の李陽冰が刻石して記しているため、人々によく知られています」と、先ず

唐の李陽冰への言及がなされた後に、次の出来事を伝えている。

元の至正一四年（一三五四）の夏は、翌月になっても雨が降らなかつたため、七月五日に、縉雲県の主簿であった單郁（文英公）が城隍神に申し上げました。「去年は旱で、今年は近くで戦があり、人民は疲弊して生活に安んじ得ませんでした。民が生活に安んじられなかつたら、神以外に一体何に頼れましょうか。三日経って雨が降つたら、廟宇を一新することをお約束します」と。その後やがて、七月八日に予想通り雨が降り、一日にもまた降雨があつて辺り一面十分に潤いました。そこで、單公は自ら金を出し、県の知識人たちからも寄附を募り、全部で若干縉を得られたので、堂殿・廊廡・神像・手摺りのうち、朽ち果ててしまったものは交換し、破壊して弁別できなくなつたものは新しくし、ひび割れて醜くなつたものは補強し、優れた大工に百年は保つようにしてもらいました。^⑬

ここでの元の單郁がとつた行動は、明らかに李陽冰の祈りとその行いの継承であり、彼が修復された碑文を見て参考にしたことは推測に難くない。なお、この文章が刻まれた石碑は、何と李陽冰の篆書体の文章が刻まれていた「修文宣王廟記（孔子廟記）」の原石で、その芸術的な価値の分からぬ田舎者が、碑面を磨き去り、そこに「主簿單公祈雨感應記」を刻んでしまい、篆額の左にある「有唐」の二文字だけが、李陽冰の書として存するのみであつたという。^⑭ 実際にこの刻文を書き写したのは、縉雲県の知識人で宋壽之というもので、碑石を建てるのに携わつた役人もこの県の出身者であつた。また工事を監視したのは「廟吏」なので、当地の出身者であつた可能性が高い。^⑮ 従つて現地の人々にとつては、同じ李陽冰の碑文でも、この「縉雲縣城隍廟記」以外の碑文には、殆ど価値

を見出していなかつたことが分かる。当地の人民にとつては、唐代に早から人々を救つた李陽冰の行いそのものと、それを継承していく地方官の事蹟を伝承していくことの方が重要であつたのである。明代に記されて刻まれた^⑯の「閩侯祈雨感應碑記」や、^⑰の「縣令雷叔聞碑」、^⑱の「縣令王懋銘紀」にもまた、唐の李陽冰と後の地方官の祈雨に関わる事蹟とが刻印されている。こうした記録が残存しているのは、修復された碑文に見える唐の李陽冰の伝説とこの城隍廟自体が、縉雲県の人々によつて、代々重要視されてきたからであろう。実際にその後、清代に至ると、廟宇の重修乃至は修復が繰り返し行われている。光緒『縉雲縣志』巻五、禮祀「城隍廟」に見える記録だけでも、一六五〇年、一六六一年、一六六八年、一七四九年、一八一七年、一八五三年、一八六五年の七回を数える。何れも知県や県人が寄附を集めるなどして廟宇等を一新乃至は修復し、「重修記」を立碑している。

以上のように、修復されたこの碑文の影響で、いわゆる唐の李陽冰の祈りが後世数百年にわたり継承されていき、清代以降も廟宇の重修が繰り返しなされて城隍廟が大切にされていったのは、矢張りこの城隍廟が日常的に、現地の人々にとつて祈りの重要な拠点であり、必要不可欠な存在であつたからであろう。それは、この土地柄とも深く関係していた。南宋の陶耕が著した「知縣蘇侯祈雨記」の冒頭には、「縉雲県は土壤が低く湿気が多くて狭いので、居民は多くが山を切り開いて耕作をし、灌漑の利便性もないので、毎年の豊凶は、すべて天の巡り合わせ次第であり、雨天と晴天が時節に適っていれば、その歳は豊作になるが、少しでも早魃や大雨が発生すると、凶年となつてしまう」という記述があつた。また、元代に著された「主簿單公祈雨感應碑」の末尾に、祭祀の際に土地の人々が声を合わせて歌つた詩が記されているが、そこには、「神之神兮山澤之英、秉正直兮爲神之靈、掌斯邑兮分幽與明、錫侯爵兮被國

恩榮、衛四境兮恒謐以甯、旱不土赤兮澇不川盈、福我父子兮世生生。」とあり、城隍神を讃える文句として、郷土守護の性格の中でも、特に旱と澇と言及がなされている。

この土地の人々にとっては、方臘の乱による脅威からの回避も勿論重要で、治安の安定を神に祈ったかもしれない。しかし、その脅威が去れば、天候の不順はまさしく死活問題で、城隍神にすがって祈ることが重大事であり、早魃を解消させた李陽冰の伝説を継承するとともに、その関連碑文を含めた信心の場の修復が不可欠であったのである。この碑文の修復は、現地にとってはかかる重要な、地域特有の意味を帯びていたことになる。

(3) 祀神への賜額・賜号に関連する史料

ところで、地方志に記録された関連史料を見ると、祀神への賜額・賜号に関する記録も見出せる。それらによると、この縉雲県の城隍神には、嘉泰二年（一一〇二）に、知県の朱堂が祀神の靈験を上奏したことにより、廟額「顯應」が宋朝より下賜されている。また次いで、景定五年（一二六四）には「廣惠侯」に封じられ、咸淳九年（一二七四）には加封がなされて「廣惠昭應侯」の封号を賜っている。¹⁸ これらの封号下賜に際しては、「顯應廟神封廣惠侯尚書敕符碑」及び「顯應廟廣惠侯加封尚書敕符碑」が城隍廟内に立てられ、その録文が地方志等に残されている。¹⁹

こうした宋朝の賜額・賜号制度が完成したのは、北宋末期の徽宗皇帝の時代であった。徽宗は即位してから、度々宗教改革を行い、王朝創業以降初めて、各地の祠廟や道教・仏教関係の施設をすべて中央で把握・統制しようとし、広く儒・仏・道の三教全般にわたる改革・統制に目を向けていた。三つの教の統制を通して、民間の人々の心性をも支配しよ

うとしたのである。中でも画期的であったのは、各地の祠廟について、地方の末端に至るまでの賜額・賜号システムを完成させたことである。宋朝は人民教化のために、望ましい靈験を著しく顕してくれる祀神には、廟額や封号を下賜することを奨励していたが、その完全制度化が徽宗時代に図られたのである。賜額・賜号の承認にあたって宋朝が特に重視したのは、祀神の性質であり、近隣の地方官に現地調査を二度にわたり課すほどに徹底していた。その際、灼かな靈験が刻まれた碑文は、賜額・賜号の要件を満たしているか否かを地方官が確認する上で、重要な役割を果たすことになった。²⁰

実際に縉雲県の城隍廟は、碑文が修復されてすぐに賜額・賜号がなされたわけではないが、結果的に、修復された碑文「縉雲縣城隍廟記」に加え、南宋はじめに立碑された「知縣蘇侯祈雨記」が存在していたからこそ、南宋時代に三度にわたり、宋朝から廟額・封号を下賜されることになったはずである。「顯應廟神封廣惠侯尚書敕符碑」及び「顯應廟廣惠侯加封尚書敕符碑」に刻まれた祀神の靈験に関する文のくだりを見ると、何れも「旱乾水溢、無感不通」や「旱不苦、雨不愁、隨禱而應」と記されており、現地に立てられていた碑文の内容がそのまま反映されている。地方官による現地調査結果が、中央政府に上申され、碑文の内容が、皇帝の勅を盛り込んだ尚書省発布の文書に組みこまれたのである。

従って、この「縉雲縣城隍廟記」碑文を修復した背景には、城隍廟の祀神が、将来的に宋朝から廟額・封号を受けられるようにするために、地方官による審査に向けた準備をするという一面もあったといえよう。城隍廟が宋朝公認の祠廟ともなれば、皇帝の勅が刻まれた碑が廟内に立てられて廟宇が莊嚴となり、信仰の拠点としての權威を益々高めることができるし、廟宇に修繕を要するような状況が現れた場合にも、地方官衙から係省錢（賦税等の留州分）が拠出されるようになる。²¹ 現地の人々に

とっては、祈りの重要な拠点であっただけに、賜額・賜号に与えることは、利するところがあったのである。

四、縉雲県城隍廟の歴史と地域性

本稿の第二節と第三節で考察したことを踏まえ、縉雲県城隍廟の歴史を整理して纏めたのが、次頁に掲げた「縉雲県城隍廟関連年表」である。なお、この年表の作成にあたっては、光緒『縉雲縣志』巻五、禮祀「城隍廟」に見える、この城隍廟の史的変遷に関わる叙述も参照している。

この年表から明らかなように、縉雲県の城隍廟は、少なくとも乾元二年（七五九）より以前から存在し、清末の光緒年間に至るまで、千年以上にもわたって現地の人々によって大切に維持されてきた。その間、人民の祈りも空しく、方臘の賊徒の被害を受け、城隍廟に関わる大事な碑文が破壊されてしまうという惨事にも遭遇した。にもかかわらず、すぐに碑文は修復された。それはこの碑文が、後世の多くの知識人達に多様な関心をもたれるほどに、内容がユニークであり、刻まれた文字自体が芸術的に高い価値を有していたからであったかも知れない。しかしすぐに修復された理由は、むしろそれ以上に、この土地特有の地理的環境の故に、碑文が建てられていた城隍廟が、現地の人々にとって祈りの重要な拠り所であり、人々が城隍神に対して深い信心の心を有し、唐代に早から人民を救ってくれた李陽冰の偉業を大切に伝承しようとしていたからである。実際に、宣和三年（一一二二）に方臘の賊軍が処州を陥落させて、縉雲県の城隍廟や碑文を破壊したのち、碑文が修復されてより以来、数百年にわたって地方官や現地の人々によって祈雨や廟宇の重修が繰り返されている。しかもその祈りは、何れもこの時に修復された碑文を参照してなされたものであった。また、宋朝から賜額・賜号されていること

から、もともとその栄誉に与るために碑文が修復された可能性もあり、碑文が修復されていたからこそ、城隍神の灼かな靈験が中央に報告され、廟額・封号が下賜されたのであった。修復された碑文は、この土地の後の歴史形成に極めて大きな影響を及ぼしたのである。

こうしてみると、城隍廟は北宋から明にかけて広く普及し、各県に必ず存在するまでになったが、処州縉雲県の城隍廟は特別な存在であったといえるのではないだろうか。この城隍廟と修復された碑文をめぐる長期的な数々の出来事は、縉雲県の独自の地域性を反映した、この土地特有の文化現象であったといえよう。

おわりに

碑文はある事柄が刻まれて建てられた瞬間に、その空間で象徴的な性質を帯びることになる。碑文の大きさや形体、刻まれた字体の芸術性などが、象徴性を一層増すことにもなる。しかもそこに刻まれた情報は、長い時間を超越して多くの人々に共有され、語り継がれていく。碑文が建てられた空間が、現地の人々の信心の場であれば、なおのことその象徴性は際立ったであろう。加えて、祈りを捧げるに当たって、祀神が何の神であり、どのような御利益があるのか、また如何なる祈りをしたらよいのかを理解したり説明したりするのに、碑文は格好の材料となった。文字を読めぬ庶民であっても、地方官や知識人達とともに祠廟の現場で祀神への祈りを捧げることにより、信仰は長期にわたって共有されることになる。それ故に、碑文が形成された過程や、碑文を構築乃至は修復した意図を考察することにより、地域文化の歴史的特質を解明することが可能となるのである。

我が国では、宮崎市定が中国の近世期を中央集権的文人官僚支配の時

〔縉雲县城隍廟関連年表〕

西 曆	祠 廟 関 連 事 項	碑 文 関 連 事 項	録 文 等 関 連 事 項
759 年	李陽冰、城隍廟に祈雨し、壺驗有り。	「縉雲县城隍神記」立碑	
1011 年			姚 鉉『唐文粹』に録文。
1061 年			歐陽脩『集古録跋尾』に記録。
1069 年			歐陽棐『集古録目』に撰者等を記録。
1121 年	方臘、処州を攻陥。祠廟・碑文を破壊。	「縉雲县城隍神記」断裂	
1123 年		「縉雲县城隍廟記」修復	
1127 年	知県蘇徳秀、城隍廟に祈雨して壺驗を得、廟像を崇飾す。	「城隍廟祈雨記」立碑	
12c 中頃			鄭樵(1104~1162)『通志』金石略・唐名家に碑目記録。
1202 年	知県朱堂、祀神の壺驗を上奏し、廟額「顯應」を下賜される。		
13c 初頃			趙與時(1172~1228)『賓退録』で李碑を引用し、城隍廟の起源に言及。
1264 年	宋朝、祀神に封号「廣惠侯」を下賜。	「顯應廟神封廣惠侯尙書敕符碑」立碑	
1274 年	宋朝、祀神に「廣惠昭應侯」を加封。	「顯應廟廣惠侯加封尙書敕符碑」立碑	この頃、王應麟、『集古録跋尾』所収の李碑を引用し、城隍廟の起源考察。
1354 年	單郁、城隍廟に祈雨し、壺驗有り。	「主簿單公祈雨感應記」立碑	
1369 年	明初の城隍廟制度により、「顯佑伯」に封ぜられる。	「封城隍神顯佑伯制碑」立碑	
1520 年		「閩侯祈雨感應碑記」立碑	
1616 年	知県雷叔聞、城隍廟に祈雨。		
1618 年			趙子函『石墨鐫華』で歐陽脩の李碑に関する見解に疑問を呈す。
1621 年	知県王懋鋁、城隍廟に祈雨。		
1650 年	知県項始震、廟宇を重修。	「重修記」立碑	
1661 年	知県汪宗魯、廟宇を重修。	「重修記」立碑	清朝以降、全祖望・錢大昕・王昶ら多数の知識人が、「縉雲县城隍廟記」に着目し、多様な視点から記録を残す。特に18世紀中頃以降は、碑文が修復されたことへも言及するようになる。
1668 年	知県董定國、兩廊を重建。	「重修記」立碑	
1749 年	県人、重修。	知県符大紀「重修記」立碑	
1817 年	県人呂精心・呂載揚、大殿を重修。兩廊・大門・後殿は、県人の寄附を合わせて建てる。	知県湯成烈「重修記」立碑	
1853 年	呂氏の子孫らが、大殿を重修。		
1861 年	兵乱により廟宇が焼失。		
1865 年	県人の寄附を合わせ、元通りに修復。		

代として捉える傾向を強めたため、後の研究者に与えたその影響は大きく、地方や地域を論題に冠した研究であっても、殆どが儒教の素養を備えた文人官僚や文人官僚候補生とも言える知識人の視点からのみ考察されるが多かった。そのため、文人官僚や知識人が記した地方志や碑文の叙述は、どれも似たり寄ったりで、撰者の意図の表れにすぎず、それらを活用して描きうる中華帝国の地方・地域像は、所謂「金太郎飴」のように、どこでも同じ性質や実態しか抽出できないとまで言われ、かかる既成概念が、長らく「迷信」の如く信じられてきた。我が国唯一の地方志に関する史料論的著作を含む、青山定雄の名著『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』（吉川弘文館、一九六三年）の中でさえ、地方志は地方官が治政の参考に供するため、あるいは自らの治績を記すために編纂したのであり、「中央集権的官僚統治の進展によって南宋時代に地方志が盛行した」と指摘しているほどである。要するに、真の地域史研究と呼べるものがどれだけあるのか、判然としないというのが現状であろう。

こうした状況を打破し、各地の地域性・歴史性を抽出しうる真の中国近世地域史研究を目指すためには、どのような研究方法が有効であるのか。本稿で呈示した、「記録保存の社会文化史研究」という視点は、地域文化の特質を解明する上で、何等かの突破口になりうる可能性を、少なくとも筆者は感じているが、その有効性に関わる評価の如何は、読者諸氏にゆだねることにしたい。

注

- ① 「記録保存の社会文化史研究」という視点は、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究（平成一七〜二二年度）「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成―寧波を焦点とする学際的創生―」（領域代表・小島毅〔東京大学〕）の中で、重点項目の一つとして設定されたものである。
- ② 城隍神については、小島毅「城隍廟制度の確立」（『思想』第七九二号、

一九九〇年）を参照。

③ 筆者は現地で直接「縉雲縣城隍廟記」碑を調査したわけではないが、原碑の写真とその説明が、中華人民共和国国家文物局HPで「浙江省縉雲縣登録唐代書法家李陽冰的題刻遺珍」として公開されており、本稿ではその記事を参考にした。

④ 京都大学人文科学研究所蔵石刻拓本資料は、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター拓本文字データベースで公開されており、本稿ではそこに掲載の「唐縉雲縣城隍廟記」（管理番号・T0U1342X）を参照した。

⑤ 方臘の乱に関する碑刻された言説についての詳細は、拙稿「宋代における祠廟の記録―「方臘の乱」に関する言説を中心に―」（『歴史』第九五輯、二〇〇〇年）、及び同「碑記に刻まれた反乱の風説―方臘伝説の成立と拡大―」（『アジア遊学』第九一号「特集 碑石は語る」、二〇〇六年）を参照。

⑥ 唐の李陽冰については、正史に伝記がたてられておらず未詳な部分が多いが、『述書賦』『宣和書譜』『墨池編』『金石録』等に、篆書体の達人としての幾つかのエピソードが見える。彼は趙郡（現在の河北省趙県）の出身で、書法家・文字学者として著名。唐の玄宗・肅宗の時代の人といわれる。

⑦ ここで修復された碑本文は、賊徒によって破壊される以前に記録された北宋・姚鉉（九六八年〜一〇二〇年）の録文（『唐文粹』巻七一に所収）と完全に一致するので、ほぼ元通りに修復されたと見なして間違いないであろう。

⑧ 『集古録跋尾』巻七「唐李陽冰忘歸臺銘」を参照。

⑨ 『金石萃編』巻九一「縉雲縣城隍廟記」は、この碑文に関連する記録として、『碧溪文集』の一節を、「縉雲縣城隍廟碑文、唐李陽冰撰并篆書。碑形、上圓下方、後楷書、宣和重刻年月、立石人官爵・姓名。下截一格、缺蝕三字、微存偏傍、可意會也。文只八十六字、而敘述禱雨・遷廟二事、義意已足。古人作文、言簡意該、于此可見。山農需雨、多在盛夏。此自七月不雨、至八月既望、始行禱祀。以今日情事較之、則亢旱成災、已不可支矣。豈今昔農事、亦遲早異候耶。縉雲治當發女括蒼之交、山水奇秀、燕坐

衙齋、如作仙吏。余嘗遊其境、徘徊不忍去、惜勿遽經過、未暇搜剔苔蘚、一讀遺碑。碑作于乾元、迨宋宣和、祀逾三百而已。遭寇攘斷裂、宣和至今、閱歲倍于前、而完好可讀、若有鬼神呵護之者。」と引用している。ここには碑が修復されていることへの言及があるが、『碧溪文集』については未詳である。但し、碑の形体をよく観察している点や右記傍線部の記述、更には『金石萃編』ではこの記述を錢大昕『潜研堂金石文跋尾』の一節を引用した後に掲載していることからして、右記の一節は、一八世紀中頃か後半に記されたものと考えられる。

⑩ 地方志の叙述と刻石された碑文との関連性については、拙稿「宋・清時代の紙に写された碑文―紹興府城隍廟に関する史料群を中心に―」（『人間科学研究』第五号、二〇〇八年）を参照。

⑪ この記録の史料源である碑文は、『栝蒼金石志補遺』巻二、「縉雲縣城隍廟祈雨記」にその録文があり、原文や碑面の状態を確認することができる。実際の碑文の本文を見ると、地方志の記述の方が若干だけ省略されている箇所があり、地方志の編者が、碑文を参照して書いたことは明らかである。

⑫ 康熙『縉雲縣志』巻四、選舉の宋進士に、「陶耕、宣和辛丑。」とある。

⑬ この記録の史料源である碑文は、『栝蒼金石志補遺』巻四、「主簿單公祈雨感應碑」に録文として見出し、原文や碑面の状態を確認することができる。本文自体には異同はないが、地方志の記述は、題名の部分に省略がある。

⑭ 「栝蒼金石志補遺」巻四、「主簿單公祈雨感應碑」に引く『縉雲縣志』に、「碑即李陽冰篆書 修文宣王廟記原石、爲僞楚磨去、刻此碑者也。今篆額左有有唐二字、陽冰篆文尚存。」とあるのを参照。但しこの『縉雲縣志』が、何時編纂されたものであるのかは、未詳。

⑮ 「栝蒼金石志補遺」巻四に所収する「主簿單公祈雨感應碑」録文の題名には、「至正甲午十月既望、縉雲縣儒學教諭朱安道記、邑士宋壽之書、青田鄭綱篆額、縣尉施宗浩立石、廟吏陳光大視工。」とある。この内、施宗浩を縉雲県出身者としたのは、同録文が引く『縉雲縣志』に、「施宗浩、彙紀・官師表、縉雲縣尉内無名。明洪武初、縣丞有施宗浩、邑人、由人材任。又選舉表、明辟舉有施宗浩、進賢知縣、當是在元任本縣尉、明初任縣

丞、後乃官終進賢知縣耳。」とあるのに拠った。

⑯ 光緒『縉雲縣志』巻一二、藝文・碑碣には、「閩侯祈雨感應碑記」という題目を記すのみで、その内容を知ることができない。しかし、同書巻六の閩泰の列伝の記述は、「閩侯祈雨感應碑記」に依拠して書かれているので、その叙述からある程度の中身を窺える。

⑰ 康熙『縉雲縣志』巻三、祀典の城隍廟の条に、「縣令雷叔聞碑」及び「縣令王懋銘紀」の文章が引かれている。

⑱ 光緒『縉雲縣志』巻五、禮祀「城隍廟」及び「顯應廟」の条を参照。なお、この縉雲県の城隍廟の祀神は、明初の城隍制度の確立に際し、洪武二年（一三六九）に城隍顯佑伯に封じられたことも記録に見えている。

⑲ 光緒『縉雲縣志』巻一二、碑碣に、「顯應廟神封廣惠侯尙書敕符碑」及び「顯應廟廣惠侯加封尙書敕符碑」の録文が所収され、前者は『栝蒼金石志補遺』巻三にもその録文を見出せる。

⑳ 徽宗時代の祠廟制については、拙稿「唐宋期における社会構造の変質過程―祠廟制の推移を中心として―」（『東北大学東洋史論集』第九輯、二〇〇三年）、同「徽宗時代の再検討―祠廟の記録が語る社会構造―」（『人間科学研究』創刊号、二〇〇四年）を参照。

㉑ 宋朝による廟額・封号の下賜による恩恵については、拙稿「唐宋期における祠廟の廟額・封号の下賜について」（『中国―社会と文化』第九号、一九九四年）を参照。

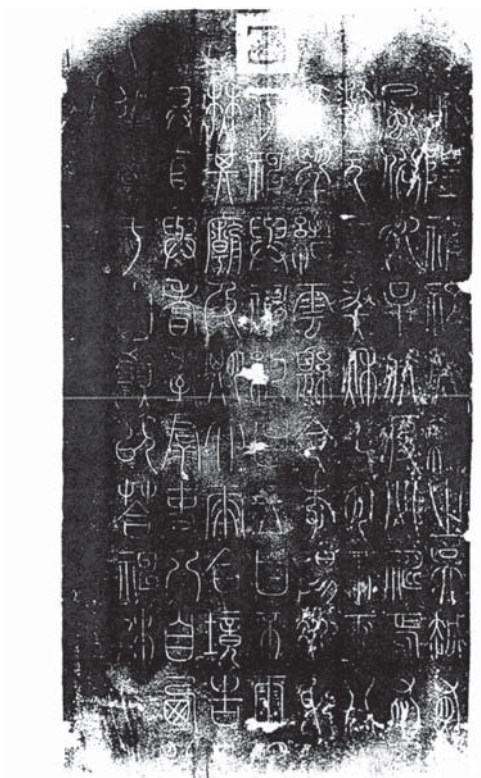
㉒ この点に関しては、本稿第二節の本文でも引用したように、明の趙子函が、「歐陽脩は『城隍廟は全国的に普及しているが、県にはまだ少ないようだ』と言っているが、今はすべての県に城隍廟が存在している。」と述べている。

㉓ 筆者には、こうした研究手法の可能性を示唆する拙論として、「宋代地誌序跋文考（二）―乾道『四明圖經』の史料性に関する二、三の考察―」（『人間科学研究』第六号、二〇〇九年）がある。また近く、かかる手法を活用した拙稿として、「語り継がれる記憶と寧波の地方志」（『文化都市寧波』東京大学出版会、二〇一一年刊行予定）及び「寧波方志所載言説攷―寧波の地域性と歴史性を探る―」（『碑と地方志のアーカイブズを探る（東アジア海域叢書）』汲古書院、二〇一一年刊行予定）を公表する予定であ

る。併せて参照していただきたい。

(日本大学生物資源科学部教授)

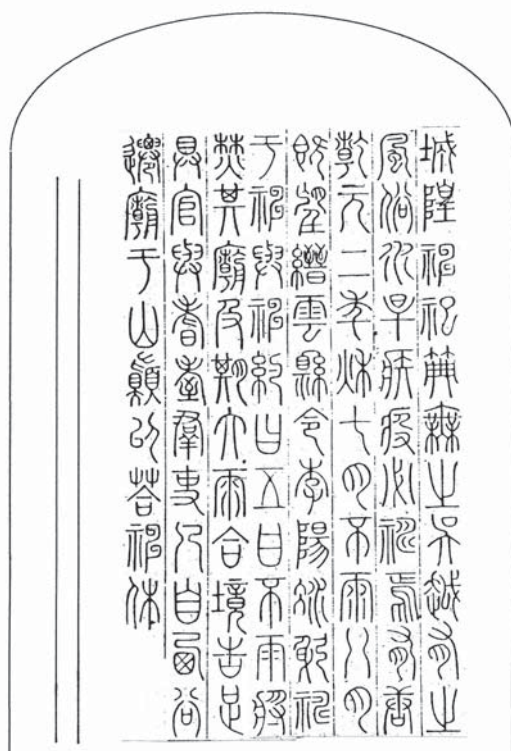
修復された碑文「唐緡雲縣城隍廟記」



図二「縉雲縣城隍廟記」拓本：『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（中州古籍出版社）に所収



図一「縉雲縣城隍廟記」原碑：縉雲県博物館碑廊に現存（中華人民共和国国家文物局 HP「浙江省縉雲縣登録唐代書法家李陽冰の題刻遺珍」に拠る）



図四「縉雲縣城隍廟記」碑面概念図



図三「縉雲縣城隍廟記」拓本：京都大学人文科学研究所所蔵石刻拓本資料（京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター拓本文字データベースに拠る）